

令和2年度 東部地区 各種講習会計画 令和3年1月分（広島会場及び志和教習所でも開催されています。）

詳細は当協会ホームページ <http://www.hirokenk.or.jp/> をご覧ください。（社）広島県労働基準協会尾道支部／電話 0848-22-3432・Fax22-3444

種 類	開催予定日	予定会場 (学科)(日付)	予定会場 (実技)(日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
はい作業 (2日=12時間教育)	25・26	福山教習所 (25・26)	なし	11,000	1,595	高さが2m以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く)の集団をいう)のはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	21・22	地場産業振興センター (21・22)	なし	11,000	1,980	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業 (安衛令第6条18、20号別表第3、5)
酸欠・硫化水素危険 作業主任者 (3日=17.5時間教育)	13～15	福山教習所 (13～15)	なし	14,300	2,200	安衛法施工令第6条21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険個所における作業場(酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照)
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間教育)	28・29	福山教習所 (28・29)	なし	11,000	1,980	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で労働省令で定めるものに係る作業 (安衛令第6条22号、別表第6の2)
床上操作式クレーン運転 A区分(3日=20時間教育) B区分(4日=17時間教育)	7～14	福山教習所 (7・8)	福山教習所 (12・13・14)	A 25,300 B 23,100	1,705	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務(安衛令第20条6号)
	21～27	福山教習所 (21・22)	福山教習所 (25・26・27)			
ガス溶接 (2日=13時間教育)	19・20	福山教習所 (19)	福山教習所 (20)	9,900	880	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 (安衛令第20条10号、安衛則第79条、別表第6)
フォークリフト運転 A区分(4日=35時間教育) B区分(4日=31時間教育)	12～15	福山教習所 (12)	福山教習所 (13～15)	A 33,000 B 27,500	1,650	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務 (安衛令第20条11号)
	25～28	福山教習所 (25)	福山教習所 (26～28)			
玉掛け A区分(3日=19時間教育) B区分(3日=18時間教育) C区分(3日=15時間教育)	19～22	福山教習所 (19・20)	福山教習所 (21・22)	A 20,900 B 19,800 C 18,700	1,650	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務(安衛令第20条16号)
高所作業車運転 B区分(2日=14時間教育) C区分(2日=12時間教育)	18～20	福山教習所 (18)	福山教習所 (19・20)	B 25,300 C 23,100	1,880	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務(安衛令第20条15号)
クレーン運転業務 学科・実技 (2日=13.5時間教育)	15・18	福山教習所 (15・18)	福山教習所 (18)	会員 14,300 一般 17,600	1,705	つり上げ荷重が5t未満のクレーン運転の業務、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ運転の業務 (安衛則第36条第15号)

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします。(各支部分含む)

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
アーク溶接等業務 学科・実技3日=21時間教育	12~14	福山教習所 (12・13)	福山教習所 (13・14)	会員 18,700 一般 22,000	1,100	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務 (安衛則第36条第3号抜粋)
	5~7	福山教習所 (5・6)	福山教習所 (6・7)			
高圧電気取扱業務 (2日=11時間教育)	28・29	福山教習所 (28・29)	なし 各事業所で15時 間以上必要	会員 8,800 一般 12,100	1,430	高圧、若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路 の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務 (労働安全衛生規則第36条第4号)
足場の組立等特別教育 (1日=6時間教育)	27	福山教習所 (27)	なし	会員 6,600 一般 9,900	815	足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務 (地上又は強固な床上における補助作業の業務を除く)
職長等教育 2日=12時間	7・8	福山教習所 (7・8)	なし	会員 14,300 一般 17,600	880 (職長)	新たにつくことになった職長、班長、組長、その他の作業 中の労働者を直接指揮または監督する者 (安衛法第60条、施行令第19条、安衛則第40条) (安全・衛生責任者 法第60条3号)
職長・安全衛生責任者教育 (2日=14時間)					880 (職長) 660 (安責)	上記内容と建設工事現場において請負契約関係にある事 業者が同一の場所で関連して一つの仕事を行う場合は、 関係請負人により安全衛生責任者を選任すること

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします。(各支部分含む)